

# 物品調達「咲州庁舎46階まち側等什器レンタル」 見積合せ概要書

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）は、随意契約の相手方の決定および契約にあたり、次の通り見積りを募集します。  
下記について、見積合せに参加しようとする事業者は、契約締結に必要な条件や仕様内容等を熟知した上で、見積書を提出してください。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会  
総務局調達部調達課

## 1 見積依頼内容

案件名	【23-008】物品調達「咲州庁舎46階まち側等什器レンタル」		
仕様内容	別添仕様書のとおり	予算額（税込み）	9,240,000円
見積合せ参加資格	ア 国・地方公共団体の入札登録業者であること イ アにおける契約実績を有すること ウ 公表した発注案件と同等内容の受託実績があると当協会が認めること（民間実績も可） エ 大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと オ 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。		
希望納入日	西暦2023年12月8日（金）午後5時まで 見積採用事業者は、事前に担当者で連絡調整を行い、具体的な納品日、時間を調整の上納品してください。 希望納品期間は西暦2023年12月4日（月）から12月8日（金）です。		
納入場所	別添仕様書のとおり		
担当者	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 総務局 総務部 総務課 ※見積採用事業者が決定するまでは、担当者に直接連絡をすることはできません。		
支払い条件	検査後一括払い又は月払い（請求書到達後概ね30日以内）		

## 2 スケジュール等

質問の受付期間	西暦2023年11月14日（火）午後5時～西暦2023年11月22日（水）午後2時
質問の方法	質問がある場合は専用メール（koubo_mitsumori@expo2025.or.jp）により行うこと。メールの件名は「案件名」欄のとおりとし、冒頭の番号【23-008】も必ず記載すること。電話による質問については回答しない。
質問の回答	上記メールより回答します。
見積書提出期限	西暦2023年11月22日（水）午後2時～西暦2023年11月27日（月）午後2時 ・見積書の提出は、専用メール（koubo_mitsumori@expo2025.or.jp）により行うこと ・メールの件名は「案件名」欄のとおりとし、冒頭の番号【23-008】も必ず記載すること ・見積提出時に持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）をExcel形式にて提出すること ・見積提出時に資格保持誓約書を提出すること ・その他提出する書類があるときは、見積書と同時に専用メール（koubo_mitsumori@expo2025.or.jp）にて提出すること ・見積金額は、消費税抜き金額とすること ・見積書は可能な限り費用ごとの積算根拠など明細を示すこと
結果公表予定	西暦2023年12月上旬 ※見積合せの結果として、協会ホームページに見積採用事業者名を公表します。 ※見積採用事業者以外の応募者への通知は行いません。 ※見積採用候補となる事業者へは上記公表予定日に関わらず候補事業者決定後すみやかに通知します。 ※電話、メール等による個別の問い合わせには対応しません。

## 3 配布書類等

配布書類	・見積合せ概要書（本書） ・仕様書（別紙リスト含む） ・資格保持誓約書 ・持続可能性に関する留意事項（随意契約・交付用） ・持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート） ・持続可能性の確保に向けた誓約書 ・大阪府暴力団排除条例に基づく誓約書 ・協会指定見積書様式【一有—/ 無】 ・物品買入契約書／物品借入契約書（レンタル用） ※ただし契約金額150万円未満は省略可
提出書類	<b>見積書提出時</b> ・資格保持誓約書 ・持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）Excel形式 ・見積書（明細書）【協会指定様式 / 様式自由】 ※納品日により見積額が増減するなどの場合は、その増減額を明らかにすること ※各製品の仕様が分かる資料 <b>契約時</b> ・持続可能性の確保に向けた誓約書 ・大阪府暴力団排除条例に基づく誓約書 ・参加資格を証明するもの（入札登録事業者のホームページを印刷したもの、契約書の写し（必要部分のみ）など） ・原則、契約書は協会が配布するものを使用する ※契約書を締結する場合は、契約保証金（※契約締結と同時に納付。契約保証金は契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の5%以上（円未満は切上げ））が必要 ※専用メール（koubo_mitsumori@expo2025.or.jp）により提出すること ※メールの件名は「案件名」欄のとおりとし、冒頭の番号【23-008】も必ず記載すること ※複数の書類を提出するときは、zipファイルで1つのファイルにまとめて提出すること

#### 4 その他の事項

契約の解除等	<p>(1) 協会は、受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、催告をすることなく直ちに本契約を解除する。</p> <p>(2) 協会は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、催告をすることなく本契約を解除する。</p>
暴力団排除に基づく報告等	<p>(1) 受注者は、「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会発注工事等に係る暴力団排除等手続要領」に基づき、契約の履行に当たって、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、協会への報告及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者への届出（以下「報告」という。）を行わなければならない。</p>
その他・注意事項	<p>(1) 受注者は、担当職員の指示に従うこと。</p> <p>(2) 専用メールによる申請や質問及び見積書の提出は余裕をもって行うこと。</p> <p>(3) 虚偽行為を行った場合、または専用メールに依らず書類を提出した者の見積書は無効とする。</p> <p>(4) 見積合せによって契約の相手方を決定する日までの期間は、提出した見積書について採用の辞退を申し出ることができる。その場合において、辞退を申し出た者の提出した見積書は無効。</p> <p>(5) 見積合せの結果、見積書の提出がない場合又は見積書の無効により採用すべき見積書がない場合は、本見積合せの手続きは終了する。また、提出のあった見積書の全てが予算額を上回っている場合、本見積合せを中止する場合がある。終了又は中止となった場合は、協会ホームページにその旨を公表する。</p> <p>(6) 協会が定める「持続可能性に配慮した調達コード（※）」の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。          (※) <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025or.jp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf">https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025or.jp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf</a></p> <p>(7) 契約に際し、協会では電子契約サービス『CECTRUST-Lightサービス』を導入し、電子契約サービスの利用を推進しています。</p> <p>(8) 納品時に、配送先へ納品物品の納品日、名称及び数量が確認できる納品書等を提出すること。</p> <p>(9) 請求書は任意の様式で提出すること。ただし、宛名は「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会事務総長石毛博行」とし、契約総額・品目毎の金額内訳が確認できるものであること。</p> <p>(10) 納品にあたっての指定場所への運搬及び検査に要する費用はすべて受注者の負担とする。</p> <p>(11) 契約の履行に際して発生したごみ等に関しては、受注者が処理、清掃を行うこと。</p> <p>(12) 契約の履行に際して、協会並びに第三者に損傷を与えた場合は、受注者の負担において原状に戻すものとする。</p> <p>(13) 契約の履行が完了したときは、担当職員立会いの上、検査等を行う。</p> <p>(14) 検査等にて不合格の場合は受注者の負担において、再度契約内容について履行するものとする。</p> <p>(15) その他、見積合せ概要書及び仕様書に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは担当者と協議し、その指示によること。</p>
見積合せに関する問合せ先	<p>公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 総務局調達部調達課 担当：緒方、佐武</p> <p>お問い合わせについては、右記メールにてお願いします。 <a href="mailto:koubo_mitsumori@expo2025.or.jp">koubo_mitsumori@expo2025.or.jp</a></p>